

【お願い】道路上に段差解消用ブロック等を置かないでください

ご自宅や駐車場の出入口などに、道路との段差を解消するためのブロック、プラスチック製ステップ、鉄板等を設置することは道路法第43条に違反するため禁止されています。

歩行者や自転車、バイクなどの転倒事故が発生する可能性があるほか、雨水の流れが悪くなり道路冠水の原因となることもあります。

設置されている方は速やかな撤去をお願いします。

禁止されている段差解消ブロック等



事故が発生した場合

段差解消用ブロック等が原因で事故が発生した場合は、設置者（所有者または使用者）の責任が問われる場合があります。

段差を解消するには

ご自宅や駐車場の出入口の段差を解消したい場合には、道路法第24条に基づく手続きにより、道路の切り下げ工事を自己負担で行っていただくことになります。ただし、切り下げ工事には一定の基準がありますので、事前にご相談ください。

[道路法第24条道路工事施行承認申請に関するはこちら](#)



参考法令

道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。